

遺留分について考えよう その⑤

～現金で精算する遺留分の対策～

遺留分の基本的なルール

～遺留分はお金で精算しないといけない～

2019年7月に民法が改正されました。

【改正前】 財産をそれぞれ配分すること

（土地は土地、預金は預金で遺留分の配分）



【改正後】 遺留分は原則お金で精算すること

※例外・・・お金が用意できない場合、双方合意すれば
現物（不動産や株式）での精算もOK

遺留分で支払うお金は準備できますか？

- ・ 手持ちの相続財産に預金がありますか？
- ・ 売却可能な不動産がありますか（換金可能か）？
- ・ ご自身の預金に余裕がありますか？
- ・ 生命保険金は入金されていませんか？
- ・ 分割払いは可能ですか？

遺留分を侵害しない遺言を作る

- ①遺言を作る前に必ず自身の財産を計算しましょう。
(財産額が分からないと遺留分の金額が分からない)
- ②遺留分に相当する不動産があればそれを相続させる
遺言を作る (不要不動産があればそれでもOK)。
- ③遺留分の金額を少し超える財産を相続させる。

END